

義務に関する犯罪収益移転防止法令を遵守するための体制整備等につき  
適切な意思決定を行っているか。

## 2 輸出関係

## □輸出貿易管理令の運用について

(昭和六十二年十一月六日)  
(輸出注意事項第六一第一号)

## 最終改正

平成二八・一一・一五輸出注意事項一八第三一号・二〇一六一

## ○九貿局第三号

輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)及びこれに基づく命令の運用を次のように定め、昭和六十一年十一月十日から実施する。

なお、本件の実施に伴い、昭和三十六年三月二十八日付輸出注意事項三六第三〇号(輸出貿易管理令の運用について)は、昭和六十一年十一月九日限り、廃止する。

(注<sup>1</sup>)この通達の主な関係法令は、次のとおりである。

外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「外為法」という)、輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という)、輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百四十四号。以下「輸入令」という)。

外國為替令(昭和五十五年政令第二百六十号。以下「外為令」という)、輸出貿易規則(昭和二十四年通商産業省令第六十四号。以下「輸出規則」という)。

輸出貿易管理令別表第一及び外國為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という)。

仮に陸揚げ貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成十八年経済産業省令第二百二号。以下「仮」)。

陸揚げ貨物核兵器等開発省令」という)、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成十三年経済産業省令第二百四十九号。以下「核」)。

## ○一 輸出貿易管理の対象

輸出の貨物の範囲

## ○二 輸出の貨物の範囲

輸出令における「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化

体する証書以外の動産をいう。(外為法第六条第一項第十五号参照)

兵器等開発等省令」という。)

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究(平成十三年経済産業省告示第766号)

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一つの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある場合を定める省令(平成二十一年経済産業省令第五十七号。以下「通常兵器開発等省令」という)。

輸出貿易管理令別表第三の規定により経済産業大臣が定める

貨物(平成十三年経済産業省告示第765号。以下「告示で定める貨物」という)

輸出貿易管理令別表第一及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令(平成四年通商産業省令第三十八号。以下「貨物省令」という)。

輸出貿易管理令別表第二の四四の項の規定に基づき経済産業大臣が指定する原産地を誤認させるべき貨物(平成二十八年経済産業省告示第56号。以下「経済産業大臣が指定する原産地を誤認させるべき貨物告示」という)。

経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件(平成十二年通商産業省告示第742号・第七百四十六号)

輸出貿易管理令別表第一から二二までの項の番号は、輸出令の条項の番号と一致している。

(例) 一 第一条

一一 第一条第一項

一一一 第二条第一項

一一〇一 第十二条第一号



## 通達等

せて提出するものとする。なお、原本については、内容確認の後申請者に返却する。

その他の提出書類は、別に定めるところによる。

(d) (c) の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書一通(ただし、

(b) の書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。この場合、当該原本については、内容確認の後、申請者に返却する。)

### 輸出貿易管理令の適用について

年	月	日
証明書		
經濟産業大臣 殿		
申請者 記名 所		
押印又は署名		
住		
本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私(当社)が保有する原本と相違ないことを証明します。		
書類名及び書類番号等		

次に掲げる場合は、輸出の許可を必要としない。

(イ) (イ) 輸出令第四条第一項各号の規定に該当するとき。

(ロ) (ロ) 輸出令第十二条の規定に基づき、經濟産業大臣が貨物を輸出しようとするとき。

(ハ) (ハ) 本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外國為替令等の臨時特例に関する政令(昭和二十七年政令第百三十一号)第十条の規定に該当するとき。

(二) (二) 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外國為替令等の臨時特例に関する政令(昭和二十九年政令第百二十九号)第三条の規定に該当するとき。

輸出令第四条第一項に規定している「総価額」は次により取扱う。

(イ) (イ) 総価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物の場合には、税關の釐定価格をいう。

(ロ) (ロ) 当該貨物に係る輸出貨物代金の履行により輸出者が取得する債権の総額(当該輸出者が当該輸出契約の総額から当該輸出契約の履行に直接伴つて負担する仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検査料その他の輸出に附帯する手数料の金額(その金額が妥当なものに限る。)を差し引いて受領する場合は、当該金額を差し引いた残額)をいう。

(注) ① 「輸出契約の履行に直接伴つて負担する仲介手数料、代理店手数料」は、当該輸出契約の内容に仲介手数料又は代理店手数料を支払うべきことに関する定めがある場合(いわゆるシングル・トランザクションの場合)における当該手数料に限るものとする。

② 「金額が妥当なもの」は、輸出に附帯する手数料の金額が、次に該当する場合とする。

イ 仲介手数料及び代理店手数料については、その合計額が当該輸出貨物代金の10%以内の金額である場合

ロ 仲介手数料及び代理店手数料以外の手数料については、その手数料の合計額が輸出貨物代金の5%以内の金額である場合

ハ 金利に相当するものについては、国際的に通常の取引条件と認められる範囲である場合

### 輸出貿易管理令の適用について

#### (6) 総価額への換算

外国通貨をもって決済される場合の当該外國通貨と円との換算は、別に定める換算率による。(以下この通達において「総価額算定の場合における換算率」は、この換算率による。)

輸出令第四条第一項に規定している総価額の換算については、契約締結日との属する期間の換算率により行う。

(イ) 輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可。

(ロ) 輸出令別表第一の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。なお、輸出令別表一中、次の表の「輸出令別表第一の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第一(これに基づく貨物等省令を含む)中解釈を要する語」の欄に掲げる語は、「解釈」の欄に掲げるところにしたがつて解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の三欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第一中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。

ただし、輸出令別表第一の(1)の項から(5)の項までの中欄に掲げる貨物であっても、他の貨物の部分をなしていないもの(ただし、輸出令別表第一の八の項に掲げる貨物であつて、貨物等省令第七条において「他の貨物に内蔵されたもの」とされている場合を除く)であつて、当該他の貨物の主要な要素となつてない又は当該他の貨物と分離がたいと判断されるものは、以下の場合を除き、輸出令別表第一の(1)の項から(5)の項までの中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。

(1) 輸出令別表第一の(1)の項(3)若しくは(13)に掲げる貨物、又は(2)の項

するために全く必要のないものや、通常の出荷時とは異なる過剰なスペックのものを取り付ける等、正當に組み込まれ又は混合されたものでない場合においては、他の貨物の部分をなしていないものと判断されない。

(注) ① 輸出令別表第一の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。なお、輸出令別表一中、次の表の「輸出令別表第一の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第一(これに基づく貨物等省令を含む)中解釈を要する語」の欄に掲げる語は、「解釈」の欄に掲げるところにしたがつて解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の三欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第一中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。

ただし、輸出令別表第一の(1)の項から(5)の項までの中欄に掲げる貨物であつても、他の貨物の部分をなしていないもの(ただし、輸出令別表第一の八の項に掲げる貨物であつて、貨物等省令第七条において「他の貨物に内蔵されたもの」とされている場合を除く)であつて、当該他の貨物の主要な要素となつてない又は当該他の貨物と分離がたいと判断されるものは、以下の場合を除き、輸出令別表第一の(1)の項から(5)の項までの中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。

(2) ① 以外の貨物であつて、当該貨物が当該他の貨物に混和されていてその主要な要素となつておらず、当該他の貨物がその状態で当該貨物の用途に用いることができる場合

(注) ① 他の貨物の部分をなしているとは、ある特定の他の貨物の機能の一部を抱つており、かつ、当該他の貨物に正當に組み込まれ、又は混合された状態をいう。この場合であつて、出荷に際し、輸送上の理由等により暫時分離するものについては、他の貨物が機能の部分をなしているものと判断される。また、他の貨物が機能

輸出令別表第1の項	輸出令別表第一中解釈を要する語	解釈
1 鉄砲	次のいずれかに該当するものを含む。 イ ライフル銃、カービン銃、リボルバー、ピストル、自動拳銃、自動小銃、空気銃（準空気銃を含む。）、散弾銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの ロ 救命銃（携行式の救命銃であって、爆発物又は通信回路を含まず、かつ、射程距離が500メートル以下のものとして設計されたものを除く。）、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 ハ 火砲、榴弾砲、大砲、迫撃砲、対戦車砲、無反動砲	外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するよう特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積込み承認を受けたものを除く。
銃砲弾	空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲に用いる銃砲弾であって、スポーツ用又は狩猟用のものを含む。	外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するよう特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積込み承認を受けたものを除く。
輸出令別表第一の1の項(1)の附属品	次のいずれかに該当するものを含む。 イ スコープ ロ 火器消音器 ハ 銃座	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 「銃砲」及び「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの ロ ピストルケース、散弾銃に用いるケース、クリーニングセット、リコイルバット、スリング、スリングスイーベル、アムニッションケース又はスナップキャップ
爆発物	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 爆弾 ロ 魚雷 ハ 手榴弾 ニ 発煙弾 ホ ロケット弾 ヘ 地雷 ト ミサイル チ 爆雷	

リ 燃夷弾		
輸出令別表第一の1の項(2)のこれを投下し、若しくは発射する装置	次のいずれかに該当するものを含む。 イ ロケットランチャー、ロケット砲 ロ ミサイルランチャー ハ 軍用火炎放射器 ニ 軍用の煙幕、ガス又は照明弾の投射装置	
輸出令別表第一の1の項(2)の附属品	産業用の発破器を含む。	地雷探知機を除く。
火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬、爆薬又は火工品（輸出令別表第一の1の項(1)及び(2)に該当するものを除く。）を含む。 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品を含む。	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第一号に規定されているがん具用煙火 ロ 火薬類取締法施行規則第1条の5第六号に規定されている緊急保安炎筒（民生用自動車に用いるものに限る。） ハ 「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの
軍用燃料	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 火炎放射器用燃料 ロ 燃夷弾用燃料	
火薬又は爆薬の安定剤	次のいずれかに該当するものを含む。 イ エチルセントラリット ロ メチルセントラリット ハ メチルエチルセントラリット ニ N・N-ジフェニール尿素非対称型のもの ホ メチル-N・N-ジフェニール尿素（非対称型のもの） ヘ エチル-N・N-ジフェニール尿素（非対称型のもの） ト 2-ニトロジフェニールアミン	

削除	削除
最高規定吐出し量が1時間につき5立方メートルを超えるもの	温度が摂氏0度かつ圧力が101.30キロパスカルの状態における最高規定吐出し量で、1時間につき5立方メートルを超えるものをいう。
供給する部分	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 燃焼室に焼却する物質を供給する部分 ロ 燃料と焼却する物質を混合して燃焼室に供給する焼却装置においては燃料と焼却する物質を燃焼室に供給する部分
空気中の物質を検知する装置	分析装置を除く。
連続して使用するように設計したもの	つねに検知できる状態に維持できるように設計したものをいう。
貨物等省令第2条第2項第十二号中の部品	他の用途に用いることができるものを除く。
検出器	空気中の特定の物質を識別する機能を有するものをいう。
センサーデバイス	検出素子等の検出要素部品をいう。
センサー カートリッジ	空気中の特定の物質を識別する機能を有するものであって、交換可能なものをいう。 センサー デバイスを有するものを含む。

1110

3の2	原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子	原料として用いることができる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子をいう。
	ワクチン	ワクチン医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであって、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。
	アンデアン・ポテト・ラント・ウイルス	Andean potato latent virusをいう。
	水胞性口炎ウイルス	Vesicular stomatitis virusをいう。
	再構成1918年インフルエンザウイルス	別名再構成1918年スペインかぜインフルエンザウイルスともいう。
	チュクロウイルス	Choclo virusをいう。
	ハンターンウイルス	Hantaan virusをいう。
	豚ヘルペスウイルス-1	別名仮性狂犬病ウイルス、オーエスキーボウウイルスともいう。
	ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド	Potato spindle tuber viroidをいう。
	リッサウイルス属のウイルス	狂犬病ウイルス、ラゴスコウモリウイルス、モコラウイルス、ドゥベンヘイジウイルス、ヨーロッパコウモリリッサウイルス1、ヨーロッパコウモリリッサウイルス2、オーストラリアコウモリリッサウイルスをいう。

1111

スルヨウイルス	Lujo virusをいう。
貨物等省令第2条の2第1項第二号中のウェルシュ菌	イプシロン毒素を产生するウェルシュ菌の株のみが規制対象であり、食品の試験及び品質管理のために用いられるウェルシュ菌株は除く。
牛肺疫菌(小コロニー型)	Mycoplasma mycoides subspecies mycoides SC (small colony)をいう。
志賀赤痢菌	Shigella dysenteriaeをいう。
山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株	Mycoplasma capricolum subspecies capripneumoniae (strain F38)をいう。
コノトキシン	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬
シアセトキシスルペノール毒素	別名アセトキシスルペノール毒素ともいう。
ベロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活性蛋白質	Verotoxin and shiga-like ribosome inactivating proteinsをいう。
ボツリヌス菌	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬
クラビバクター・ミシガネンシス亞種セペドニカス	ジャガイモ輪腐病の病原菌Clavibacter michiganensis subsp. sepedonicusをいう。
コクシジオイ	Coccidioides immitisをいう。

デス・イミチス	
コクシジオイ デス・ポサダシ	Coccidioides posadasiiをいう。
コクリオボルス・ミヤベアヌス	イネごま葉枯病の病原菌Cochliobolus miyabeanusをいう。
コレトトリクム・カーハワイ	コーヒー炭疽病の病原菌Colletotrichum kahawaeをいう。
ザントモナス・アクソノボディス・パンバー・シリ	柑橘かいよう病の病原菌Xanthomonas axonopodis pv. citriをいう。
ザントモナス・アルビリネアンス	サトウキビ白じ病の病原菌Xanthomonas albilineansをいう。
ザントモナス・オリゼ・パンバー・オリゼ	イネ白葉枯病の病原菌Xanthomonas oryzae pv. oryzaeをいう。
シンキトリウム・エンドビオチクム	ジャガイモがんしゅ病の病原菌Synchytrium endobioticumをいう。
スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ	Sclerophthora rayssiae var. zeaeをいう。
セカフォラ・ソラニ	じやがいも smut 病の病原菌Thecaphorasolaniをいう。
チレチア・インディカ	カルナール黒穂病の病原菌Tilletia indicaをいう。

ブクシニア・グラミニス種 グラミニス・	ムギ類の黒さび病の病原菌 <i>Puccinia graminis</i> をいう。
バラエティー ・グラミニス	
ブクシニア・ストリイフォルミス	ムギ類の黄さび病の病原菌 <i>Puccinia striiformis</i> をいう。
ペロノスクレロスボラ・フィリピネンシス	サトウキビベと病の病原菌 <i>Peronosclerospora philippinensis</i> をいう。
マグナポルテ・オリゼ	イネいもち病の病原菌 <i>Magnaporthe oryzae</i> をいう。
ミクロシクルス・ウレイ	パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌 <i>Microcyclus ulei</i> をいう。
ラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2	青枯病の病原菌 <i>Ralstonia solanacearum</i> , races 3, biovar 2 をいう。
核酸の塩基配列	次のいずれかに該当する微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列をいう。 イ 核酸の塩基配列又は核酸の塩基配列を転写又は翻訳した生産物を通じて、人、動物又は植物の健康に重大な危害を加えるもの ロ 塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、微生物又はその他の生物における人、動物又は植物の健康に重大な危害を加える能力を高めるもの
病原菌を発現させるもの	病原性についての遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。
第三号若しくは第四号に該当するものを產生させる核酸の塩基配列	第三号又は第四号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。

遺伝子	遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一部が化学的に合成されたものをいう。
	腸管出血性大腸菌(血清型0157又は他のペロ毒素産生株)の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ペロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。
遺伝子を改変した生物	核酸の塩基配列が交配又は天然の組み換えによって、自然に生じない方法で改変された生物(これらが全部又は一部が人工的に生成されたものを含む。)をいう。
	腸管出血性大腸菌(血清型0157又は他のペロ毒素産生株)の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ペロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。
開発、製造若しくは散布に用いられる装置	開発、製造若しくは散布に用いることができる装置をいう。
物理的封じ込めに用いられる装置	物理的に封じ込めに用いることができる装置をいう。
発酵槽	バイオリアクター、ケモスタッフ又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。
培養容器	発酵槽に組み込まれる容器単体をいう。
使い捨て培養容器	一回限りの使用(装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。)で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの(取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。)をいう。
収容装置	密閉式の使い捨て式培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。
パラメーター	発酵槽の運転温度、pH、栄養成分濃度、かくはん条件、溶存酸素量、通気条件、泡沫抑制剤を含む。
遠心分離機	デカンターを含む。
流量	遠心分離機の流入口での流量をいう。
クロスフロー過用の装置	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。 次のいずれかに該当するものを除く。 イ 血液の浄化を行うために専用に設計したもの ロ 次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品と

		して用いたもの (一) 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの (二) 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの (三) 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの
滅菌又は殺菌をすることができるもの	物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。	当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。
使い捨ての部分品	一回限りの使用(装置本体に取り付け、ろ過のために使用した後、当該部分品を取り外すまでの使用をいう。)で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの(取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。)をいう。	次の全てに該当するものを除く。 イ 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの ロ 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向及び透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向及び排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの
貨物等省令第2条の2第2項第四号の二中の部分品	水を基準物質とし、内部の圧力を13パスカルに保持した状態における能力をいう。	
24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力		
水分蒸発量	1時間あたりの最大の水分蒸発量をいう。	

1116

最小の部分品の変更	噴霧ノズルの交換を含む。	
平均粒子径	レーザー回折により測定したものをいう。	
物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。	
衣服	フードと一緒にものをいう。	
粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置	実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体への影響を観察するために設計された装置をいう。	
噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品	伝染性のエアゾールの形態で生物剤を散布することができないものは含まない。	
粒径	ドップラーレーザー法又は前方型レーザー回折法のいずれかで測定したものとする。	
体積メディアン径	VMD (Volume Medium Diameter) をいう。	
エアゾール発生装置	ノズル、回転ドラム方式のアトマイザー又は類似の装置であって、航空機に搭載するよう設計又は改造した装置をいう。	

1117

外国為替・貿易小六法（平成二十九年版）

平成 29 年 3 月 13 日発行

編 集 外国為替研究協会  
発売元

東京 〒 152-0004 東京都目黒区鷺番 3-6-1

電 話 (03) 3712-0144

F A X (03) 3712-3130

振 替 00120-9-85642

定 価 本体 5,400 円 + 税

ISBN978-4-905637-43-1

©GAIKOKUKAWASE KENKYUKYOKAI

(落丁、乱丁はお取り替えいたします。)